

標題

船舶長距離識別追跡装置[Long Range Identification and Tracking of Ships(LRIT)]の搭載について

ClassNK

テクニカル インフォメーション

No. TEC-0750
発行日 2008年10月8日

各位

SOLAS 第 V 章 19-1 規則船舶長距離識別追跡装置(LRIT)の搭載が、2009年1月1日以降要求されます。このテクニカル・インフォメーションは、LRIT 船上設備の搭載に関する要件についてお知らせします。

1. 対象船舶

国際航海に従事する次の船舶に適用されます。

- (1) 300GT 以上の貨物船及び高速船
- (2) 旅客船及び高速旅客船
- (3) 自航式海底資源掘削船

2. 適用日

船舶には LRIT 情報を自動送信する装置を次の時期に備えなければなりません。

- (1) 2008年12月31日以後に建造された船舶は、建造日。
- (2) 2008年12月31日前に建造された船舶で、A1+A2 海域及び A1+A2+A3 海域に従事する船舶は、2008年12月31日後の最初の無線検査日までに。
- (3) 2008年12月31日前に建造された船舶で、A1+A2+A3+A4 海域に従事する船舶は、2009年7月1日後の最初の無線検査日までに、ただし A1+A2+A3 海域に従事する間は、前項(2)が適用される。
- (4) A1 海域に従事し AIS を装備する船舶には適用されない。

3. LRIT 情報

(1) 船上設備から送信されるレポート

- (i) 定時位置情報 (Pre-scheduled position reports)
- (ii) 要求時位置情報 (Polling 又は Remote interval set 指令による On-demand position reports)
- (iii) 船上設備は、旗国の指定するデータセンターへ 6 時間間隔で自動的に送信するように設定される。ただし、LRIT 情報の間隔は定時より短く変更される場合がある。

(2) LRIT 送信データ

船上設備は自動的かつ船上の人が介入すること無しに次の LRIT 情報を送信しなければならない。

- (i) 船舶の識別 (IMO ナンバー及び船名)
- (ii) 船位 (緯度及び経度)
- (iii) 船位を取得した日付及び時刻

(次頁に続く)

NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: www.classnk.or.jp)においてご覧いただけます。

4. LRIT 船上設備

- (1) LRIT 船上設備は、船舶の従事する海域をカバーする通信設備を使用して LRIT 情報を送信する。
- (2) LRIT 船上設備は、外部の衛星船位測定装置に接続するか、内部の船位測定装置を内蔵する。
- (3) LRIT 船上設備には、主電源及び非常電源から給電する。SOLAS 第 IV 章 の無線設備を LRIT の船上設備にも使用する場合、当該設備には主電源、非常電源及び無線用補助電源から給電する。
- (4) LRIT 船上設備は、IMO 性能要件を満足する。
- (5) LRIT 船上設備は、旗国の型式承認された設備とする。
- (6) 船上設備で、SOLAS IV/14 規則を満足する無線設備で、5 項のコンFORMANCE・テストに合格した設備でもよい。
- (7) 現在考えられている A1+A2 又は A1+A2+A3 海域で使用できる LRIT 船上設備は、インマルサットを利用したインマルサット-C 又はインマルサット Mini-C です。
 - (i) GMDSS で使用されるインマルサット-C で LRIT の IMO 性能基準を満足し型式承認のとれた機種
JRC JUE-85, FURUNO FELCOM-15
 - (ii) インマルサット-Mini-C で LRIT の IMO 性能基準を満足し型式承認のとれた機種
JRC JUE-95LT, FURUNO FELECOM-16
 - (iii) 既存の GMDSS で使用している Inmarsat-C に、船上で LRIT のソフトウェアをプログラムされた機種。これらの機種は LRIT のコンFORMANCE・テストを完了させる必要があります。
JRC JUE-75C (2000 年以後の製造されたもの), FURUNO FELCOM-12, TOKIMEC TT-3000SSA (Mini-C)
 - (iv) LRIT に対応できないインマルサット-C
JRC JUE-75A, FURUNO FELCOM-10, TOKIMEC(ANRITSU) RSS403
 - (v) 上記以外のインマルサット-C 又はインマルサット-Mini-C の機種が LRIT の要件に適合するかは、メーカーに問い合わせください。
- (8) インマルサット-D+については、旗国の承認と Pole Star Space Applications Ltd. に問い合わせが必要です。
当該装置は、SSAS との兼用は好ましくないと言われております。また、アンテナ取り付け位置が低い場合、LRIT のコンFORMANCE・テストに合格しない事が考えられます。
- (9) 旗国政府からの LRIT 型式承認の情報に注意してください。
- (10) A4 海域に使用する LRIT については、調査中です。
- (11) LRIT としてインマルサット-C の換装、又は Mini-C を新設する場合は、アンテナ位置をもっとも高い位置とし、他のインマルサット船上設備のアンテナと干渉しない位置に設置する。

5. コンFORMANCE・テスト

- (1) コンFORMANCE・テストは、recognized ASP 又は authorized testing ASP (Application Service Provider) と行う。

(次頁に続く)

- (2) 船上設備のテストは、30 時間要します。テストの項目と判定基準などは以下のガイダンスが定められている。
- (i) 船上設備の要件とテスト項目のマトリックス
 - (ii) 船上設備のテスト項目の手順及び基準
 - (iii) 船上設備のテスト項目の基準及び許容値
- (3) コンFORMANCE・テストが正常に終了すると、Conformance test report が Testing ASP から発給される。
- (4) コンFORMANCE・テストは、当該船舶の適用日前から 3 ヶ月以内に行なう。
- (5) 旗国が指定した Authorized testing ASP
- Pole Star Space Applications Ltd. (UK) (Bahamas, Bahrain, Belize, Hong Kong, Marshall Islands.)
 - Transas Telematics Ltd. (UK) (Bahamas, Bahrain, Hong Kong, Marshall Islands.)
 - Securewest International Incorporated (U.S.A.) (Bahamas)
 - Fulcrum Maritime Services Ltd. (UK) (Bahamas)
 - China Transportation & Telecommunication Centre (HK) (Hong Kong)
- (i) コンFORMANCE・テストの申込については、政府からの情報により、ASP のホームページ、無線通信検査会社などから行ってください。
 - (ii) 旗国政府からの情報に注意してください。
- (6) Recognized ASP
- IMO に登録される予定であるが、現在、調査中。
- (7) National Data Center
- IMO に登録される予定であるが、現在、調査中。
6. 船上設備の検査
- (1) 2008 年 12 月 31 日より後の SR 検査の時期に、同時に SE (定期的又は臨時) 検査を行う。
- (i) SR 検査時に、船上設備が電源、GPS と正しく接続され、正常に作動していることを確認する。
 - (ii) LRIT 機器の適合機種か確認する。
 - (iii) Testing ASP からの Conformance Test Report を確認する。
- (2) 上記の検査が終了後、Form-E の LRIT 欄に記入し、SE 証書が発給される。
- (3) LRIT の検査の詳細は、変更される場合があります。
7. LRIT 旗国情報
- | | |
|-----------------|--|
| Bahamas | B111 (08/8/12) and B116 (08/9/16) |
| Bahrain | Marine Notice: 1/2008 |
| Belize | Merchant Shipping Notice MSN-0036 |
| Liberia | Marine Operations Note 01/2008 (08/6/20) 03/2008 (08/8/15) |
| Marshall Island | Marine Guideline No. 2-11-6 |
| Hong Kong | MP/N 523/2/5 (08/9/24) |
8. その他
- 新たな LRIT の情報が有りしだい、ClassNK ホームページでお知らせいたします。
(<http://www.classnk.or.jp>)

(次頁に続く)

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 管理センター 材料艀装部

住所: 東京都千代田区紀尾井町 4-7 (郵便番号 102-8567)

Tel.: 03-5226-2020

Fax: 03-5226-2057

E-mail: eqd@classnk.or.jp